

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年6月11日

瀬戸内市長 武久 顕也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市邑久町豊安686-3から東に約300メートル先の交差点で発生した自動車事故による損害のうち物件損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所
氏 名

岡山県岡山市東区

2 事故の概要

令和7年4月4日午前8時42分頃、市営バスは、円張から市営病院へ向けて運行中、途中の交差点で右折をする際に、左から直進してきた車両を見落としたことにより市営バス車両の前面左側と相手方車両後部右側が衝突したものの。

3 和解の要旨

瀬戸内市は、本件事故に係る物件損害の部分につき、損害賠償金として、503,300円を相手方に支払う。